

学校において予防すべき感染症

学校における感染拡大防止のため、「出席停止期間」が定められています。

- 1 医師の指示に従い、下表の期間、自宅で療養してください。
- 2 感染症にかかったことを、担任に連絡してください。
- 3 治って登校するときは「感染症治療報告書」を提出してください。HPからダウンロードできます。



学校において予防すべき感染症（学校保健安全法施行規則第18条）

分類	感染症	出席停止期間	
第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（SARS） 中東呼吸器症候群 特定鳥インフルエンザ（H5N1 及び H7N9型） 新型インフルエンザ等感染症 指定感染症 新感染症	治癒するまで	
	第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで
		風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
		水痘（みずぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
		咽頭結膜熱	主要症状が後退した後2日を経過するまで
		新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
		結核 髄膜炎菌性髄膜炎	
	第3種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症（O-157） 腸チフス・パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
		その他の感染症 （溶連菌感染症・ウイルス性肝炎・ヘルパンギーナ・マイコプラズマ感染症・伝染性紅斑・感染症胃腸炎など）	流行状況に応じて必要があると判断された場合に限り、第3種の感染症として扱う場合があります。